

ジェイアールバス東北本部

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内

NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3983

発責：佐藤 秀一 編集：情宣部

第20号 2024年3月9日

申6号「人事制度改正及びバス運転者の改善基準告示改正に伴う 規定の新設及び一部改正に関する申し入れ」について

ジェイアールバス東北本部は、2月7日にジェイアールバス東北会社から「人事制度及びバス運転者の改善基準告示改正に伴う規定の新設及び一部改正について」の説明を受けました。

契約社員の社員化、60歳以降の働き方については、バス東北本部としても、これまでの団体交渉等で議論を重ね改善を求めてきた経緯があります。今回の契約社員のプロパー社員移行、新規採用のプロパー社員化とエルダー社員制度導入については、労使共通の課題である人材の確保・定着に向けた制度であると考えます。

また等級制度の廃止と技術専任職の職務手当新設についても、わかりやすい昇進制度導入と手当新設によって、職場で奮闘している組合員・社員のモチベーションアップに繋がるのであれば、今回の昇進制度改正は決して否定するものではありません。

しかし、賃金にも関わる重要な制度改正であることから、各職場から様々な声が寄せられていますので、下記の通り申し入れを行いました。

1. 「エルダー社員」区分の新設と、プロパー社員での新規採用に至った目的を明らかにすること。
2. 65歳未満の契約社員からプロパー社員・エルダー社員へ移行するにあたり、全員一律ではなく希望する者とした理由を明らかにすること。
3. エルダー社員の基本給月額の根拠を明らかにすること。
4. エルダー社員の退職に対して退職手当を支給すること。
5. 65歳定年制を導入すること。
6. 当初検討していた「エリア限定社員」区分を新設しなかった理由を明らかにすること。
7. これまでの等級制度を廃止して、5つの区分とする新しい昇進制度を導入する目的を明らかにすること。
8. 昇進による昇給額の根拠を明らかにすること。
9. 現行等級制度の4等級、6等級に昇進した場合の昇給額が、改正後は低くなる理由を明らかにすること。
10. 昇給額の改正により、現行の3等級の定期昇給額が4000円となるが、改正後は全ての職位において一律4000円とすること。
11. 技術専任職に対する職務手当の算出根拠を明らかにすること。
12. 運転者の改善基準告示改正に伴う規程の一部改正が行われるが、休息時間は11時間を基本とすること。
13. 制度の改正が組合員・社員の将来に関わることから、不安の無いよう分かりやすく説明すること。